

特集ワイド

自民党「憲法改正草案Q&A」への疑問 「小さな人権」とは 緊急時なら制限されてもいい…？

毎日新聞 2016年5月23日 東京夕刊

自民党の日本国憲法改正草案Q&Aに記載された「大きな人権」と「小さな人権」

思わず首をかしげてしまった。「大きな人権」と「小さな人権」が存在するというのである。この表現は、自民党が憲法改正草案を解説するために作成した冊子「改正草案Q&A」の中で見つけた。大災害などの緊急時には「生命、身体、財産という大きな人権を守るため、小さな人権がやむなく制限されることもあり得る」というのだ。そもそも人権は大小に分けることができるのだろうか。【江畑佳明】

脅かされる「表現の自由」「個の尊重」／平常時にも制約受ける恐れ

まずは「改正草案Q&A」を見てみよう。「大きな人権」と「小さな人権」が記されているのは、外部からの武力攻撃、内乱などの社会秩序の混乱、大災害などの際、一時的に人権を制限し、内閣に権限を集中させる緊急事態条項を説明する項目だ。政府・自民党は熊本地震後、円滑に人命救助や復興作業を進めるために必要な条文だとの訴えを強めている。

Q&Aでは「国民の生命、身体、財産の保護は、平常時のみならず、緊急時においても国家の最も重要な役割です」と説明している。ここまでは疑問なく読めるのだが、次の説明がひっかかる。

『緊急事態であっても、基本的人権は制限すべきではない』との意見もありますが、国民の生命、身体及び財産という大きな人権を守るために、そのため必要な範囲でより小さな人権がやむなく制限されることもあり得るものと考えます」

自民党が考える「大きな人権」は分かったが、「小さな人権」は不明だ。

そこで自民党の憲法改正推進本部に問い合わせた。でも、担当者は「書いてある通りにご理解いただければ、大変助かります」と繰り返すばかり。Q&Aを読んでも理解できないから質問したのに……。

人権を分ける考えについて、改憲草案の作成に深く携わった礒崎陽輔・党憲法改正推進本部副本部長は、緊急事態条項に関する毎日新聞のインタビュー（4月29日朝刊）でこう答えている。「国家の崇高で重い役割の一つは、国民の生命、身体、財産を守ることにある。小さな人権が侵害されることはあるかもしれないが、国民を守れなければ、立憲主義も何もない」

この考え方に真っ向から反対するのが、一橋大教授の阪口正二郎さん（憲法学）。「人権に大小の区別はありません」と断定する。

現行憲法は、思想・良心の自由▽信教の自由▽表現の自由▽財産権を含む経済的自由—など多様な権利を保障している。阪口さんは「表現の自由は民主主義を支えるために不可欠であり、万一制約されても民主主義さえ機能していれば政治過程で回復可能な財産権よりも、手厚く保護すべきだ」という議論はあります。ですが、人権に大小があるという話は聞いたことがない」と説明する。

阪口さんが特に危惧するのが、緊急時に表現の自由が「小さな人権だ」として制限される可能性があることだ。「財産権を『大きな人権』に位置付け、『財産権という大きな人権を守るため』と表現の自由が制限されていいというのは、全く逆です」

重要な人権が制限されかねないと、なぜ阪口さんは考えるのか。「この『Q&A』では『(人権は生まれながらに誰もが持っているという) 西欧の天賦人権説に基づく規定は改める必要がある』と書いており、国民に憲法尊重義務を新たに課すと主張するなど、人権より国家が優位だと考えている印象を受けます。そこで『国民の生命、身体及び財産という大きな人権を守るため』という部分を、『国家を守るため』と読み替えてみると、その意図がはっきりします」

そしてこう続けた。「緊急事態条項の目的は国家を守ること。『危機にある国家を守らねばならないから、国家を批判する言動は控えろ』と、表現の自由などの人権を制限しかねない。個人の人権よりも国家の意思を優先させ、物事を進めたいのが本音ではないでしょうか」

「国あつての人権」。阪口さんはそれを「人類普遍の原理であるはずの人権思想からの決別」と呼んだ。

「人権に大小をつける考え方には、自民党の人権観が表れている」と、1票の格差問題などの違憲訴訟に数多く携わってきた伊藤真弁護士は指摘する。『『大きな人権のために小さな人権は制限されてもいい』という発想は、緊急時だけにとどまるものではありません。この考え方を認めてしまえば、平常時においても『これは小さな人権だから尊重しなくてもいい』という考えにつながりかねない」。人権軽視が横行する世の中になりかねないというのだ。

改憲草案で見逃せない点は他にもある。「すべて国民は、個人として尊重される」と定めた13条の改変と、「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」とした97条の削除だ。

伊藤さんは「13条について、改憲草案では『個』を外して『人』に変更しました。憲法が想定する『自立した個人』の存在をなくす考え方で、個人主義を否定しています。さらに97条を削除したことは、人権の普遍性を否定したも同じ。その上で『人権の大小』を設けるというのは、人権尊重の思想に背を向ける行為です」と語る。

ここまで論じたように、万一、改憲草案が現実化したら、人権が制限される懸念は高まりそうだ。その一方で「改憲を先取りするかのように、人権の制限は既に進められている」との声も出ている。

貧困に苦しむ人たちを支援するNPO法人「自立生活サポートセンター・もやい」理事の稲葉剛（つよし）さんは「安倍晋三政権は生活保護の支給額を段階的に引き下げている

す。さらに2013年の改正生活保護法で、親族の援助が受けられない時は、福祉事務所がその理由の報告を求めることができるようになりました。これでは生活保護の申請をためらう事態になりかねない。憲法25条の生存権、『健康で文化的な最低限度の生活を営む権利』が脅かされつつあるのです」と実情を訴える。

稲葉さんは改憲草案が「家族のあり方」に手をつけることにも危機感を抱く。改憲草案では24条で「家族は互いに助け合わねばならない」とする。この狙いを「貧困により家族の支えが限界に来ているという現実を直視せず、自らが理想とする家族像を押し付けようとしているのではないのでしょうか。国には尊厳ある個人の生存権を保障するよう努める義務があるにもかかわらず、『家族なんだから助け合いなさい』とその責任を家族に転嫁したい意図を感じます」とみる。

「小さな人権」を認めれば、社会的に弱い立場の人たちの人権が「小さい」と判断されてしまうかもしれない。

人権は常に制約される可能性がある。改憲反対や脱原発をテーマにした市民集会を巡り、自治体が「政治的中立」などの理由で公的施設の利用に難色を示すケースが出ている。表現の自由や集会の自由が「小さな人権」と制約を受け続けたら……。

Q&Aでは「人権は、人間であることによって当然に有するもの」と基本的人権を尊重する姿勢は変わらないと記している。であれば、「人権の大小」という発想自体、生まれてこないのではないか。

特集ワイド

元自民党タカ派の遺言 安倍首相、覚えてますか？

毎日新聞 2016年5月20日 東京夕刊

参院選が近い。大勝して、悲願の改憲に乗り出したい安倍晋三首相は「今の憲法には自衛隊という言葉がない」（3日、改憲派集会へのメッセージ）と9条改正に意欲的だ。1960年代にも同じような主張をした自民党きってのタカ派議員がいた。安倍首相は覚えておられるだろうか。その彼が晩年には「自衛隊を愛するからこそ9条を守らねば」と訴えたことを一。【吉井理記】

その人の名は、箕輪登さん。北海道小樽市出身の元衆院議員だ。医師から転じ、67年衆院選で旧北海道1区で初当選。81年の鈴木善幸内閣で郵政相を務めた。防衛政務次官、衆院安保特別委員長も務めた経験から、一般的には防衛族議員として知られる。

「箕輪先生、か。懐かしいなあ。5月（14日）で亡くなって10年ですか……」

衆院議員会館で、しばし目を閉じて思いにふけるのは、元衆院議長、民進党の横路孝弘衆院議員（75）である。

箕輪さんの主張は「自衛隊は必要な防衛力で合憲で、有事法制の整備も欠かせない」との立場。当時は「自衛隊の存在を憲法に明記を」と9条改正も訴えていた。今ではさして珍しくない主張だが、60～70年代には自民党内でタカ派と目されていた。

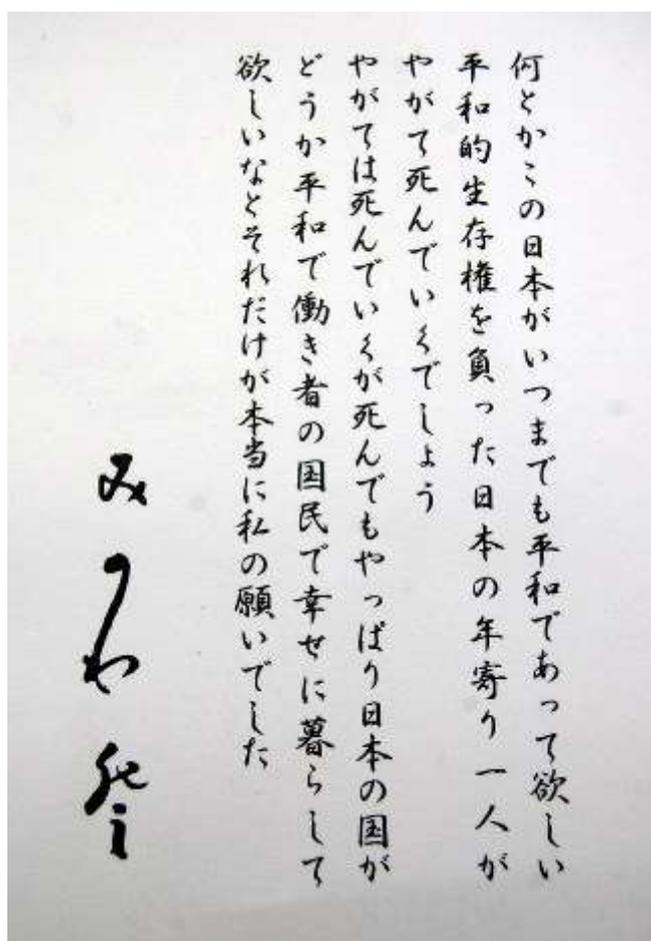
旧社会党議員だった横路さんは同じ選挙区で何度も戦った。「北海道は革新系が強くてね。当時の社会党は非武装中立路線、ほかの自民党議員もリベラル寄り。でも箕輪さんは改憲論者で『自衛隊は必要だ』と。自衛隊を票田にしていたからやっぱりタカのイメージでしたなあ」

横路さんは“政敵”の箕輪さんと議員時代に私的な交流はなく、引退を聞いた後も久し

く名前を思い出すこともなかった。だから箕輪さんが2004年1月、小泉純一郎政権が行ったイラクへの自衛隊派遣（03～09年）の差し止めを求め、国を相手に札幌地裁に訴訟を起こした時は驚いた。

あれから12年。地球規模で米軍などへの後方支援を可能にする安全保障関連法が3月に施行された。横路さんは言う。「あの法律で自衛隊の海外活動の枠が一気に広がってしまいました。箕輪さんがお元気なら？ 怒髪天をつく、ですよきっと」

イラク派遣「自衛隊員への裏切り」



箕輪さんの葬儀で、参列者に配られた礼状。死去の3カ月前、札幌地裁で開かれたイラク自衛隊派遣差し止め訴訟で最後に出廷した時の箕輪さんの言葉を、妻や娘が選んで刷り込んだ＝佐藤博文弁護士提供

箕輪さんが訴訟で訴えたのは、自衛隊のイラク派遣は武力行使を禁じた憲法9条に違反するという内容だった。

「札幌の弁護士会が開いている市民向けの相談電話があるんだけど、そこに03年12月、箕輪さん本人が『元国会議員の箕輪ですが』と相談を求める電話をかけてきて。最初は冗談かと思いました。僕も学生時代は箕輪さんを『タカ派で自衛隊寄りの悪いヤツ』だと思っていたんで」。訴訟弁護団の事務局長を務めた札幌市の弁護士、佐藤博文さん（61）はこう振り返る。

訴訟は全国に広がり、11地裁で争われた。しかし、すべて敗訴。08年の名古屋高裁判決だけが、請求自体は棄却しながらも「航空自衛隊による多国籍軍の空輸は違憲」と原告の主張を一部認めた。

「箕輪さんの『自衛隊は専守防衛のための最低限、必要な自衛力で、だからこそ合憲である。日本が侵略されたわけでもないのに、自衛隊を海外派遣するのは専守防衛の枠を逸

脱する』という立場は、保守の主張としては新鮮でした。湾岸戦争以来、どんどん海外活動を広げるやり方が我慢できなかったようです。タカ派と言われていたが、ピシッと筋が通っていました」

箕輪さんは提訴に先立ち、イラク特別措置法（03年成立）に反対する手紙を自民党の国会議員全員に送っていた。提訴は、反応がない小泉政権への抗議でもある。安倍首相は当時、党幹事長だった。引退した箕輪さんがそこまで海外派遣反対にこだわったのはなぜか。晩年、秘書役を務めた札幌学院大名誉教授（平和学専攻）の坪井主税（ちから）さん（74）はこう回想する。

「箕輪さんから、何度も防衛政務次官時代の話をお聞きました。立場上、隊員に訓示する機会が多い。彼は『日本に急迫不正な侵害が起きた時は、専守防衛として、みなさんの力で国民の安全と生命を守ってもらいたい。その任務を全うしていただくみなさんに感謝します』と言っていたそうです。海外派遣を認めたら、専守防衛ではないのに必ず犠牲者が出る。それは自分が頭を下げて任務の全うを頼んだ自衛隊員への裏切りだ。そう考えていたんです」

「専守防衛」参院決議知り、猛勉強

箕輪さんが防衛族議員の道歩んだのは、議員になりたてのころ、自衛隊の合憲性が争われる裁判が相次いだことが背景にあった。

亡くなる3カ月前の06年2月、札幌地裁の口頭弁論で箕輪さんは、専守防衛を前提にした自衛隊合憲論を持論とするようになった経緯について、次のように証言した。

「自衛隊が違憲なら、自衛隊法を作った自民党、いや、むしろ議員をやめよう。それで当時の佐藤栄作首相に相談したら『違う。自衛隊は専守防衛、攻められた時に独立を助けるためのものだから違憲じゃないんだ。もっと自衛隊法を勉強しろ。参議院では自衛隊の海外派遣を禁じる決議もした』と諭され、自衛隊や法律を学び始めたんです」

箕輪さんが議員になる前に秘書として仕えた佐藤栄作は、安倍首相の大叔父。箕輪さんが「勉強しろ」と叱られたのは、54年の参院決議だ。この決議は今も有効だが、法的拘束力はない。決議の年に生まれた安倍首相が安保法を成立させたことで、ますます有名無実のお題目になった。

参院決議を踏みにじった安倍首相に箕輪さんと同じように憤るのは、新潟県加茂市の小池清彦市長（79）だ。元防衛官僚で防衛研究所長や教育訓練局長を務め、92年に退官。現職時代は箕輪さんと接点はなかったが、ともに自衛隊のイラク派遣に反対したことで親交が芽生えた。

「専守防衛で固めてきたのに、今や安保法の施行で後方支援名目とはいえ、自衛隊は世界中どこでも海外派遣できるようになった。必ず多くの犠牲者を生む。箕輪さんは泣いておられるでしょう」

小池さんも箕輪さんも戦争を知る世代。小池さんの叔父はフィリピンで戦死し、妻の父親は沖縄で戦死した。箕輪さんも軍医として陸軍に従軍した。箕輪さんが引退直後の90年に出した自伝「腰を据え脊筋伸ばして」（非売品）には、戦争体験のほか、全盲でマッサージ師だった父と暮らした少年時代、近所で垣間見た朝鮮人差別への怒りなどがつづられている。

小池さんが嘆息する。「箕輪さんの根底にはそういうヒューマニズムがあるんです。だから自衛隊員は国の宝で、何があっても彼らを死なせてはいかん、と。本来の任務ではない集団的自衛権行使や海外派遣でなら、なおさらです。『一将功成つて万骨枯る』と言いますね。箕輪さんは枯れる『万骨』に思いを寄せた。最近の政治家は『一将』ばかりです。憲法解釈を変え、自衛隊を海外に出して功を成したい、と……」

「米国と一緒に戦争」憲法、許せない

専守防衛を前提にした自衛隊合憲論を唱えた箕輪さんが、改憲を諦めたのはなぜか。坪井さんは、箕輪さんの胸の内を解説する。「9条改正で自衛隊を明記すれば、もう普通の軍隊です。イラク派遣のやり方を見ていて、今後、米国から集団的自衛権行使を求められれば日本は断れないだろう。それは自衛隊員との『約束』に背くことになる。そこに気づいたんでしょう」

99年5月の毎日新聞インタビューでは「9条は抽象的な書き方ではいけない」と改憲論を続けていた箕輪さんは、イラク戦争後、護憲に傾く。「いま憲法改正論議が出ておりますけれども、9条の精神はどうしても残しておきたい」（04年5月の札幌市での講演録）▽「アメリカが戦争すれば一緒に戦争する。そのための憲法にしようというのは許されない」「9条改悪に反対だと意思表示することが大切」（05年5月の医療労働者団体「民医連」機関誌でのインタビュー）。護憲にかじを切った箕輪さんが、再び自衛隊の憲法への明記を主張することはなかった。

06年5月、箕輪さんの葬儀で、参列者に配られた礼状を佐藤さんに見せてもらった。亡くなる3カ月前のイラク訴訟に出廷した最後の法廷で述べた言葉が刷られていた。

<何とかこの日本がいつまでも平和であって欲しい 平和的生存権を負った日本の年寄り一人がやがて死んでいくでしょう やがては死んでいくが死んでもやっぱり日本の国がどうか平和で働き者の国民で幸せに暮らして欲しいなど それだけが本当に私の願いでした みのわ登>

箕輪さんと同じ旧北海道1区を地盤にした町村信孝前衆院議長が昨年6月、死去した。安倍首相は葬儀で「安全保障環境は厳しさを増しています……町村先生のバトンは私たちが受け継ぎます」と誓った。では、もう一人の先輩のバトンはどうなるのか。安倍首相に、箕輪さんの遺言をかみ締めてもらいたい。

■人物略歴

みのわ・のぼる

1924年北海道小樽市生まれ。医師、佐藤栄作元首相の秘書を経て67年から衆院議員連続8期。72～73年防衛政務次官、81～82年郵政相。90年に政界引退し、2006年死去。

特集ワイド

生存権なき「憲法の古里」 「間接的起草者」鈴木安蔵の生誕地、福島・南相馬小高区から

毎日新聞 2016年5月18日 大阪夕刊



閑散とした小高区の目抜き通り。右手前は薬局で、鈴木安蔵のめい千代さんが経営していた＝福島県南相馬市で、平川哲也撮影

国民ハ健康ニシテ文化的水準ノ生活ヲ営ム権利ヲ有ス

憲法の文献を繰っていたら、一人の学者にたどり着いた。憲法の「間接的起草者」とされる鈴木安蔵（1904～83年）。その生誕地である福島県南相馬市小高区は、5年前の東京電力福島第1原発事故で今も約1万人の住民が帰郷できないでいる。健康で文化的な生活を保障する憲法の生存権は息づいているのか。「憲法の古里」を訪ねた。【平川哲也】

今も帰れぬ1万人、原発が奪った人権

JR小高駅から延びる目抜き通りの一角に、木目の浮く引き戸を閉め切った家があった。「ご覧下さい。ここに基本的人権や生存権がありますか」。鈴木が生誕地に建つ、今は誰も住んでいない家屋を見上げ、案内してくれた元高校教諭で、南相馬市の市民団体「はらまち九条の会」の山崎健一さん（70）が憤った。4月20日、福島第1原発の北約15キロ。山崎さんが携帯する線量計は、国による除染基準の空間放射線量を少し上回る毎時0・25マイクロシーベルトを示していた。

2011年3月の事故当時、小高区には約1万3000人が生活していた。ほとんどが避難指示解除準備区域になった今も夜は自由に入らず、日中のみ数軒が店を開ける目抜き通りに、かつての商店街の面影はなかった。

「子どもがいないでしょ」。小高商業高校で教えた経験のある山崎さんが、ぼつりと言った。駅前には事故後長く、大量の自転車が放置されていた。あの日朝、通学したまま、小高に戻らなかった生徒たちの自転車だという。「地域の担い手である子どもたちが何年も地元を離れてしまった。どれだけ戻ると思いますか」。自問するように唇をかむ。さびた補助輪付きの自転車が、空き地に倒れていた。

鈴木が生誕地の近くに、金物店が開いていた。家屋の修繕や除染作業で需要があるのだろう。店内には関係者向けの工具類が並ぶ。避難先の市北部から通勤する60代の女性従業員は「腹の底から帰りたいと思わない」と話した。「住めるようになってもお隣さんや店が全部戻ってくるわけじゃない。暮らせたとしても、車が運転できるうちでしょう」

憲法25条はうたう。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」。生存権を保障する条文が誕生した背景には、憲法学者である鈴木が存在があった。



鈴木安蔵の生誕地に建つ家を見上げる山崎健一さん＝福島県南相馬市で、平川哲也撮影

旧小高町で生まれた鈴木は、旧制中学を卒業後に福島を離れる。京都帝大で学ぶころにマルクス主義に傾倒し、治安維持法違反の罪に問われた。獄中の2年半に憲法学者の著作をむさぼるように読み、条文解釈だけでなく社会への応用を目指す憲法学を模索する。出獄後は、明治憲法の発布前に民間で検討された「私擬憲法」を発掘し、衆議院憲政史編さん委員として勤務しながら研究に没頭した。

一介の憲法学者に光が当たるのは、太平洋戦争が終わり、連合軍総司令部（GHQ）が日本を占領した時期だ。鈴木は新憲法の私案作りに乗り出した「憲法研究会」に参加し、専門家としてジャーナリストや学者らの意見を取りまとめる。終戦4カ月後の45年12月には、早くも58条からなる憲法草案要綱を発表した。

国民主権が盛り込まれたこの要綱を「民主主義的」と評価したGHQは、要綱などを基に起草作業に入る。鈴木が「間接的起草者」とされるのはこのためだ。要綱には、人権尊重をうたう次の一節もあった。「国民ハ健康ニシテ文化的水準ノ生活ヲ営ム権利ヲ有ス」。その後、示されたGHQの憲法草案から国会での修正審議を経て条文化された、生存権の原点だった。

その生存権が、小高区で生きているか。立正大名誉教授の金子勝さん（71）は、愛知大大学院で鈴木の影響を受けた弟子の一人だ。事故後、「はらまち九条の会」に招かれ南相馬市で講演したこともある。「事故前の生活はおろか『最低限度の復興』も保障されていない。小高の現状を国はどう見ているのか」と疑問を呈す。

南相馬市は今月、県内外への避難住民を含む全約2万5000世帯に、憲法の小冊子を配布した。憲法が保障する基本的人権や生存権を見つめ直してもらおう狙いで、桜井勝延市長による「東日本震災と原発事故で憲法が保障する健康で文化的な生活がかなえられない市民がいる。憲法とは何かを考えていただきたい」とのあいさつが入っている。

線量計をしまい、山崎さんが言った。「皮肉じゃないですか。『憲法の古里』で憲法が生かされていない。原発は住民から古里だけではなく、憲法さえ奪ってしまった」

鈴木の生誕地に建つ家屋は、事故前にめいの千代さん（89）が住み、棟続きで薬局を営んでいた。事故後は避難先を転々とし、今は長男夫婦と横浜市で暮らしている。

千代さんは、皆に振る舞うため茶器を持参して帰郷した叔父の姿が忘れられない。「最後の一滴がおいしいんだぞ」。和菓子と一緒に差し出されたお茶が、確かに美味だったことも覚えている。「悔しいではないですか。人として当たり前な生活ができない今の小高に、鈴木が帰ったら何と言うか」。声が震えていた。

何人も等しく照らす日本国憲法は今年11月3日、公布から70年を迎える。小高区を行く車に乗る人たちのほとんどは作業服姿で、千代さんが暮らし、鈴木が茶をたてた家には気づかない。「そろそろ行きましょうか」。山崎さんに促された去り際、不在票か何かだろう、玄関の格子に挟まった紙が見えた。強風にあおられて発する乾いた音が、静まり返る商店街に響いていた。